

# 健康診断情報の第三者提供に関する取り扱いについて

## 1、第三者への提供

個人情報保護法第2条第1項で定める個人情報を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があること。ただし、以下の場合については、原則から除かれていること。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 2、1の原則から除かれている場合の例

上記1の原則から除かれているものについては、次の例があること。

- (1) 上記1(1)に該当するものとして、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条に基づき、保険者から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による健康診断に関する記録の写しの提供を求められた場合  
なお、この場合の提供に当たっては、「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」（平成20年1月17日付け基発第0117001号、保発第0117003号）に留意されたい。
- (2) 上記1(3)に該当するものとして、地域がん登録事業において、地方公共団体からがんの診療情報の提供依頼があった場合